

運 営 規 程

福祉用具バジル福祉用具貸与 [介護予防福祉用具貸与]事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社バジルが設置する福祉用具バジル以下「事業所」という。)において実施する福祉用具貸与事業[介護予防福祉用具貸与事業] (以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、福祉用具貸与事業[介護予防福祉用具貸与事業]の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態 (介護予防にあつては要支援状態) の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な福祉用具貸与事業[介護予防福祉用具貸与事業]の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 福祉用具貸与事業の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。

介護予防福祉用具貸与事業の提供に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、介護予防福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 前6項のほか、「和歌山県指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「和歌山県指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 福祉用具バジル
- (2) 所在地 和歌山県海南市重根1122-4

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている福祉用具貸与事業[介護予防福祉用具貸与の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 専門相談員 2名以上

専門相談員は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担を軽減するよう、適切な福祉用具(介護予防福祉用具)の選定を行うとともに、その相談に応じる。

福祉用具貸与計画(介護予防福祉用具貸与計画)(福祉用具販売の利用があるときは、福祉用具販売計画と一体のものとして作成する)の作成・変更等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後18時までとする。

(福祉用具貸与[介護予防福祉用具貸与]の提供方法及び取扱種目)

第6条 事業所で行う福祉用具貸与[介護予防福祉用具貸与]の提供方法は次のとおりとする。

(1) 福祉用具貸与[介護予防福祉用具貸与]の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて選定し、使用できるよう専門的知識に基づき、使用方法の指導、留意事項、貸与費用等に関する情報を提供する。

(2) 福祉用具貸与[介護予防福祉用具貸与]の提供に当たっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。

(利用料等)

第7条 福祉用具[介護予防福祉用具を貸与した場合の貸与負担は利用者の介護負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

1 福祉用具[介護予防福祉用具]の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については、実費とする。

2 福祉用具貸与[介護予防福祉用具貸与]の提供の開始に当たっては、利用者又はその家族に対し福祉用具貸与費の支払いを受けた場合は次にあげる事項を記載した書面を利用者に対して交付するものとする。

① 当該福祉用具貸与等事業所又は介護予防福祉用具貸与事業所の名称。

② 提供した福祉用具または介護予防福祉用具の種目及び貸与費用の事項を記載した領収書。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、海南市、和歌山市、岩出市、紀の川市、かつらぎ町、橋本市、紀美野町、有田市、有田川町、湯浅町、広川町の区域とする。

(衛生管理)

第9条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第10条 福祉用具貸与[介護予防福祉用具貸与]に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した福祉用具貸与[介護予防福祉用具貸与]に関し、法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した福祉用具貸与[介護予防福祉用具貸与]に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者

(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務

の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後2か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、福祉用具貸与[介護予防福祉用具貸与]に関する記録を整備し、サービスを提供した日(計画にあつては当該計画の完了の日)から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社バジルと当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。